

令和 5 年 8 月 1 日

事 業 主 様

大阪府電設工業健康保険組合

「健康宣言」への参加について（ご案内）

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、事業所で取り組まれている健康経営の推進に「健康宣言」を実施しています。「健康宣言」とは、事業所における従業員の健康増進や職場環境の整備等への健康投資を明文化し、社内外に「健康宣言」として発信することです。

つきましては、下記のとおり参加手続き等のご案内を送付いたしますので、健康経営の一環としてご参加くださいますようお願いいたします。

なお、健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）の認定申請をご検討されている事業所におかれましては、「健康宣言」に参加していただくことが申請要件になります。

※健康経営優良法人の詳細につきましては、経済産業省ホームページをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

記

- 「健康宣言」の参加手続きについて
- 「健康宣言」エントリーシート・記入例
- リーフレット

以上の件につきまして、ご不明な点がございましたら総務課までお問合わせください

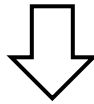
大阪府電設工業健康保険組合 総務課 電話 06-6385-2851 FAX 06-6389-5735

「健康宣言」の参加手続きについて

「健康宣言」に参加される事業所におかれましては、以下の手順で手続きされますようお願いいたします

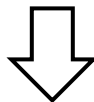
【手順①】

事業所で取り組まれている従業員の健康増進や職場環境の整備等を明文化した「健康宣言」を社内外へ発信します。



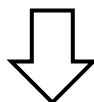
【手順②】

「健康宣言」エントリーシートに必要事項を記入して、当組合へ提出します。



【手順③】

当組合で「健康宣言」エントリーシート受付後、健康保険組合連合会大阪連合会へ提出します。



【手順④】

健康保険組合連合会大阪連合会から「健康宣言の証」が交付されますので、当組合を経由して事業所へ贈呈します。

健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）の認定申請は、「健康宣言」の参加が申請要件になります。